第三十条第二項第八号	第三十条第五項	第三十条第六項	第三十条第八項			第三十条の二第一項（各号を除く。）	第三十条の二第一項第一号及び第二項第一号	第三十条の二第四項
八　臣が支給するものを除く。）を受ける権利を有する者にあつては、当該公的年金給付を受けてはならない権利についての裁定を受けたことを証する書類	法第四十四条の三第一項、平成二十四年一元化法附則第十二条第二項の規定によりなお効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第一条の規定による改正前の法（以下「平成二十四年改正前の法」という。）第二条の規定による改正前の法（以下「平成二十四年改正前の法」という。）第四十四条の三第一項又は国民年金等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号。以下「平成十二年改正法」という。）附則第十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十二年改正前の法第五十条の四の規定による改正前の法第四十四条の三第一項	（法第四十四条の三第一項又は平成二十四年一元化法附則第十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年改正前の法第四十四条の三第一項	第一号厚生年金被保険者期間	法附則第八条の二第一項から第三項まで	これらの表	老齢厚生年金及び平成六年改正法附則第三十一条第一項に規定する改正前の老齢厚生年金	及び住所	第三十条の二第四項
八　公的年金給付（事業団が支給するものを除く。）を受ける権利を有する者にあつては、当該公的年金給付を受ける権利についての裁定を受けたことを証する書類又は支給決定を受けたことを証する書類 九　請求者が私学共済法施行令第九条に該当する者であるときは、その事実を証明する書類 十　預金口座の口座番号についての当該払渡金融機関の証明書、預金口座の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類	法第四十四条の三第一項	（法第四十四条の三第一項	第四号厚生年金被保険者期間	法附則第八条の二第一項	表	老齢厚生年金及び平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法附則第十二条の三若しくは附則第十二条の八第一項若しくは第二項の規定による退職共済年金	、住所及び氏名	私立学校教職員共済法施行規則第五十条第二項第二号

第三十条の四第一項	第三十条の五第一項第一号	第三十条の五の二第二項（各号を除く。）	第三十条の五の二第二項第一号	第三十条の五の三第三項		第三十一条第一項（各号を除く。）	
法第四十四条の三第一項若しくは平成二十四年一元化法附則第十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年改正前の法第四十四条の三第一項又は平成十七年一元化法附則第十条の規定による改正前の法第四十四条の三第一項	及び住所	第三十六年度、平成十七年度、平成二十年度及び平成二十一年度における国民年金保険料の額の改定に関する政令（平成十九年政令第二百九十六号）第十条第二項及び第三項並びに国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第百八号）附則第十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十九年改正前の国家公務員共済組合法第七十四条第一項の規定による改正前の国家公務員共済組合法第七十四条第一項	限る。）又は旧法による年金たる保険給付	前条第二項各号	第三十八条の二第三項（平成十六年経過措置政令第三十二条第一項及び第三十三条第一項において準用する場合を含む。）において準用する国民年金法第二十条の二第一項（平成十六年経過措置政令第三十一条第一項において準用する場合を含む。）又は平成八年改正前国民年金法附則第十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成八年改正前国民年金法第二十条の二第三項	第九条の三第二項及び第四項、第九条の四第三項及び第五項並びに第十条第二項並びに第二十七条第三項及び第十三項
、住所及び氏名	法第三十八条の二第一項	限る。）	前条第二項第一号	第三十八条の二第三項		第九条の三第二項及び第四項並びに第二十七条第十三項	